

論
説

現代ヨーロッパの立憲君主制

兵
藤
守
男

- 一 はじめに
- 二 称号と権原
- 三 王権と憲法
- 四 王位と王統
- 五 おわりに

一 はじめに

ヨーロッパの中でも、通例北欧や西欧に分類される諸国では、いわゆる立憲君主制 (constitutional monarchy) が比較的広く採用されている。EUでは、一五カ国中七カ国あり、立憲君主制は現代ヨーロッパ政治のあり方を考える上で、重要なテーマとなっている。しかし、各種マス・メディアが報道対象として向ける情熱はともかく、研究対象として寄せられる関心は高くなく、研究蓄積も豊かではない。その理由として、現代の立憲君主が実質的な統治権能の大半を失い、統治システムの中では、いわば装飾品に過ぎないといった理解がある。また、現在でも多少少なからず「君主制対共和制」という二項対立が政治体制の評価基準とされ、君主制は民主主義の育成・発展を妨げることからの解釈が流通している学界事情もある。この解釈は、共和制の国歌に好戦的・戦闘的な内容が多く含まれていることから推察されるように、情緒的な性質を強く帯びており、個々の政治信条と深く関わっている。

しかし、現実政治の分析をこうした政治信条の議論とひとまず切り離せば、現代の立憲君主が果たしている政治的・社会的な役割や機能が小さくないことは、好悪を超えて承認されよう。しかも、ナポレオン帝政など、共和主義が必ずしも君主の排除と結びつけて考えられてはいなかったという歴史事実や、^② そもそも共和主義を民主主義と同一視しうるかという政治原理上の議論は無視し得えない。また、単純な「君主制と共和制」の二分論が、民主主義の成熟度を測る基準としては必ずしも適さず、ヒトラー・ドイツやスターリン・ソヴィエトといった極端な事例を挙げなくとも、共和制の具体例が、民主主義を育んできたとは言いがたい現実が例示に事欠かない。オランダやデンマークなどの立憲君主国で、民主主義の制度指標としばしば考えられている国民主権の規定が憲法上設けられて

いないからといって、こうした諸国が民主的ではないとする制度論に固執する主張には、説得力があるとも言えない^③。これは、現行憲法成立の経緯から、国民主権規定の存在が強調されてきた日本との違いでもある。また、スペインで、フランコ総統の指名を受けて「第一二代」国王となったホアン・カルロスが、一九八一年軍部による国会乱入騒動を収めた事例をどう考えるのかといった問題もある。あるいは、国民が知的に成熟したにもかかわらず、君主制が残っている事実や、君主制の多くが、通常のない平時の手続によってではなく、戦争や革命など政治的混乱の中で廃止された事例の持つ意味は、検討されてもいまいように思われる。このように、現代ヨーロッパの政治現象を分析するだけでなく、現代における民主主義や政治のあり方を考える上でも、立憲君主が果たしている役割・機能の考察には、一般に考えられている以上に、研究課題としての価値がある。

本稿では、以上の点を念頭に、主として、第二次世界大戦後のヨーロッパに見られる立憲君主制の特徴について論じる。もとより、特徴を抽出するには、歴史経緯の引証・考察と並んで、共時的な比較事例の参照が役に立つ。この比較事例には、日本など近代化の過程でヨーロッパを立憲制のモデルとして採用した非ヨーロッパ世界の君主制が考えられる。機能の点では差異が小さくないとはいえ、ヨーロッパ世界と非ヨーロッパ世界の間には、一定程度等値と見なしうる政治制度があり、その指標となる用語や構成、機能の分析をてがかりに、双方の比較が可能となっている。さらには、非ヨーロッパ諸国と比較することにより、ヨーロッパの立憲君主制にある「特殊性」を抽出しやすいという利点もある。^④ 本稿では、非ヨーロッパ諸国の代表事例を日本とする。

現行の天皇制／皇室制度（以下、天皇制度）^⑤を立憲君主制の一類型と見なすかどうかはそれ自体重要な論点であり、とりわけ歴史上統治との関わりなどでヨーロッパの君主制とは無視し得ない違いがある。^⑥ また、憲法における

象徴の意味を極力消極的、限定的に解釈し、日本は戦後共和制になったとする論もある。⁽¹¹⁾しかし、明治時代以降、天皇制度を立憲君主制度と位置づけることは少なくとも制度立案者に意識され、実際にそのような制度として導入されてお⁽¹²⁾り、またヨーロッパをはじめとする諸外国も天皇制度を自国の立憲君主制度と比較可能な、あるいはそれに対応する制度として扱う慣習があり、さらには、国制や国情を紹介する一般書や研究書でも日本を立憲君主国だとして⁽¹³⁾いることや、現行制度の担い手にもそれを自覚した発言があることなどから、現行天皇制度をあるタイプの立憲君主制だと見なすことは、比較の便宜に限っても有用である。⁽¹⁴⁾

非ヨーロッパ地域における事例との比較と並んで、ヨーロッパ内部の相互対照も無視し得ない。ヨーロッパでは、制度を創設・改革する場合、近隣諸国の制度が検討・引証され、その結果制度の構成や評価の言語が類似し、しばしばヨーロッパ内部にある差異が分かりづらくなっている。⁽¹⁵⁾しかし、オランダとスウェーデンでは、国王／女王の果たす役割や機能のみならず、憲法との関係そのものに、大きな相違が見られる。大統領制にも様々な類型が考えられるように、⁽¹⁶⁾立憲君主制にも分類を設けることは可能であり、その役割や機能の分析には必要となる。⁽¹⁷⁾また、立憲君主制を検討する上で、統治機能に着目した比較も考えられる。行政府の長としての立場に着目し、大統領と首相との比較が有効であるのと同程度に、元首ないし元首格としての地位に注目した大統領と立憲君主との比較は、現代の政治システムにおける「尊厳部分」の研究にとつて欠かせない。ドイツなどの「象徴大統領」は、本稿で取り上げる立憲君主と機能上対応関係にあると見なし得るからである。こうした比較作業を通じて、単純な政体論や制度論からは得にくい視点や論点が見いだせると考えられる。

尤も、立憲君主制の機能分析には、論点の抽出が著しく困難である。というのも、現行の天皇制度から類推され

るように、その役割や機能は多種多様であり、経済・財政制度のあり方、国家の儀式や儀礼に果たす役割、文化・芸術活動との関わり、(国家) 宗教との関係、軍隊における地位や軍事における職務、弱者援護や罹災者慰撫での活動、平和活動や環境問題への参加など、文化人類学や民俗学、社会学をはじめとする諸学の分析アプローチを必要とし、政治や統治のあり方を考える上での基本となる論点が数多く含まれている。例えば、経済・財政制度については、日本に較べ自前の財源に富むヨーロッパの立憲君主制も、国王ないし王室の所得に対する課税が法令などで規定され、多かれ少なかれその維持運営費用を国庫からの支弁に依存しており、租税や国庫との関わりが強まっている⁽¹⁸⁾。また、弱者援護や罹災者慰撫の活動として、老人ホームや被災現地の訪問があり、国王をはじめとする王族が社会福祉活動で主導的な役割を果たす例が少なくない。この役割や機能の多様性が現代の立憲君主制論の特徴となっているが、それぞれは単独でも大きなテーマであるだけでなく、対象の性質上分析に必要な資料の入手が困難なこともあって、その多くを今後の研究課題とし、本稿では、現代ヨーロッパの立憲君主制が果たしている役割や機能を考える最初の作業として、主として、君主制と立憲制との関係を考察対象とする⁽¹⁹⁾。なお、本稿では、イギリス、オランダ、ベルギー、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、スペインを取り上げるが、イギリスについては、憲法制度の説明としてはその多くを省略する。この七カ国は、いずれも「王制」を採用し、現在では王族女子にも王位継承権を認めているが、女王は、国王の配偶 (queen consort) と、王位に就いた王族女子 (queen regnant) とを指し、後者の意味では憲法上国王と同等と見なされるので、叙述に必要な限り省略し、記載する場合には後者の意味で用いる。

二 称号と権原

憲法の規定上、国王は、王位に就いている国王個人と、国家機関として王位に就いている国王とを指すが、国王と王位、王国との関係が立憲君主制論の主要な論点である。²⁰そして、ヨーロッパの特色は、王位とタイトル(Title)との関係に表れている。

国王はしばしば君主の代表例だと見なされ、君主である地位を象徴するCrownが「王冠」と訳されるなど両者は同一視されやすく、この言語慣習がヨーロッパの称号体系をわかりづらくしている。例えば、イギリスでは、一八七六年から一九四七年まで、国王/女王の正式称号に皇帝(emperor/empress)が加えられたが、これは、支配権(imperium)を持つ者としての含意や、複数の民族や国家を統括する普遍的な存在としての地位表示よりも、ヨーロッパでの国家間序列と関わっており、ヴィクトリア女王のインド皇帝即位は、すでに皇帝を名乗っていたドイツやロシアなどとの威信や地位の釣り合いを図ろうとしたものであった。²¹

称号の序列(order of precedence)に関する事例は、ドイツ政治史が豊富である。一八世紀当初プロイセン公国が王国へと昇格する際に、フリードリヒ選帝侯は、フリードリヒ一世をも名乗るが、当初はプロイセン国内のみ流通する「プロイセン内国王(King in Prussia)」が許され、「プロイセン国王(King von Prussia)」としては認知されなかった。²²これは国王という称号が神聖ローマ皇帝などの対外的な承認に依存していたことを表している。また、一九世紀初頭には、皇帝ナポレオンによって、ドイツ地域の公国が王国に格上げされた事例があり、これも皇帝一族の処遇問題とともに、当該諸国の地位向上運動が背景にあった。²³さらに、ドイツ連邦(der Deutsche Bund

1815-1866)の構成を見れば、一帝国、五王国、七大公国、一選帝侯国 (Kurfürstentum)、一〇公国、一〇侯国、一地方伯領 (Landgrafschaft)、四自由市であり、大公、公爵、侯爵、あるいはそれ以下に位置づけられる称号を持つ場合でも、主権者 (sovereign)として扱われ、その国は「独立国」として認められた。⁽²⁶⁾ いわゆる第二帝制においても、帝国内にはプロイセンをはじめとする王国が複数存在し、皇帝はいわばドイツ諸国の君主の長であった。現在でも、ドイツの近隣に位置するルクセンブルクヤリヒテンシュタインは王国ではなく、公爵や侯爵による君主国である。⁽²⁶⁾

このように、称号の序列確定は、ウィーン会議の実質審議を遅らせたことでも知られるが、国王でさえも、その称号の保有者が主権者として認知されていることが重要だと考えられ、実際にも国際的な公式行事ではそれに見合った処遇を受けた。⁽²⁷⁾ 尤も、こうした序列体系は、主要国の用語対応をみても、複雑である。一例を挙げると、ドイツ語には、称号としての侯爵と同時に、原則侯爵以上の君主を指す Fürst がある。⁽²⁸⁾ 後者の意味では、英語の prince が対応するが、prince にはドイツ語の Prinz に当たる royal prince の意味もあり、またフランスでは prince は理屈の上では王家に限定されているため、reigning/ruling prince は存在しない。この例だけを見ても、プロトコルの作成・整備が重要な外交課題となった事情が伺える。こうした序列体系の背景には、各国の君主制がヨーロッパ王族間の親族関係 (kinship) に基づき維持されていた国際的な身分制の論理があり、その中で、国王 (kinship) は、皇帝を頂点としてヨーロッパ規模に通用する称号序列体系の中で、君主の標準規格と見なされ、これは現在も受け継がれている。⁽²⁹⁾

タイトルのもう一つの意味は「権原」で、この場合には、皇帝も国王も国家制度の中では君主として位置づけら

れ、称号としては上位にある皇帝も国王などと対等な関係に置かれ、称号序列における上下関係との不整合がしばしば生じた。権原としての「君位」の根拠は時代により、国により変化する。君主にある種の神聖さ(Div. Gratia)を見出す国民が存在し、またノルウェー憲法第五条のように、国王の身体の神聖が憲法上明記されることはあっても、現在ではこうした性質が王位の正当性原理として受け入れられているとは言い難い。⁽²⁰⁾ また、血統の連続性によって、国王が国家の統一と永続性を象徴するとの理解が立憲君主制を正当化する主要な論拠として挙げられるとしても、現在では「同等婚原則」は弱まり、王族は「生まれによる王族」と「婚姻による王族」から構成されており、一般国民の間で、後者の存在が注目されれば、「高貴なる血(Blue blood)」だけでは正当性を担保し得なくなっている。⁽²¹⁾ 換言すれば、国王や王族は「　である存在」(身分)なのか、「　をする存在」(職業)なのか判然とせず、特に国家机关としての職務が強調されればされるほど、国王や王族の実際の行動によって王位の弁証が図られる時代となっている。それでも、権原としての君位から、君主としての国王の権能が派生することは認められており、憲法上の職務にのみその根拠を還元しきれない、「王権(royal prerogative)」⁽²²⁾が存在すると考えられている。

この王権が国土の所有権と関連づけられたことも、ヨーロッパの特色である。植民地コンゴの領有形態をめぐって、国王の個人所有を主張するベルギー国王レオポルド二世と「国有財産」であることを主張する政府との間で紛争があったことは、二〇世紀に入っても、王権と国権との関係が必ずしもすっきりとは整理されない事情を示している。⁽²³⁾ また、現在でも、イギリスのマン島やチャンネル諸島については、同様の議論が成立しうると思われる。というのも、これらはイギリス国王／女王の「個人所有物」であるが、通常の王領とは異なり、イギリスには所屬しないと考えられており、また、外国における国王ないし王家の所有物とも見なせないからである。⁽²⁴⁾

権原としての君位は、専ら物権的権利を指し、⁽³⁶⁾ 国王の国土に対する権利が所有権との類比で位置づけられ、その結果、王位の継承 (succession) が国土の相続 (succession) と密接に関係すると見なされた。王位の継承によって何が継承されるのかは、王権の範囲により時代や国で異なるにしても、あるいは、イギリスと大陸諸国では所有権の考え方やその構成・妥当範囲が異なるにしても、統治権と所有権とを結びつける論理は、土地の所有権についての考え方を淵源とする。近年まで多くの大陸諸国では王族女子の王位継承が認められなかったが、これはサリカ法第五九条遺産について (De Alodis) の第五項「土地についてはただし如何なる相続財産も婦女に帰属すべからずして、男子、兄弟たる者にすべての土地は帰属すべし」の規定が王位継承ルールの基準とされていたからである。⁽³⁷⁾ 権原としての君位から派生する王権は、憲法上記され、王制の廃止も議会議法や憲法の改正によってなし得るとはいえ、論理上王権そのものは議会議法によって国王に与えられる権能とは区別される。

このように、タイトルとしての国王には、称号と権原との側面があるが、本来権原としての意味で用いられたタイトルがその保持者即称号を指すに至ったものと推察される。従って、国王統治の実質権限が狭まり、称号の側面が強まれば、国王は陛下 (His/Her Majesty) といった敬称 (style) にその意味が近づく。こうして、タイトルとスタイルとの峻別は、事例によつては、著しく難しい問題となっている。⁽³⁸⁾

タイトルの両義性に示されるように、国王には、一方で、統治システムの頂点に少なくとも形式上位置し、国家を統治ないし代表するというナショナルな君主としての権原を有する地位と、身分制を前提とした王族間の婚姻ルールに基づいたヨーロッパの国際秩序におけるインターナショナルな称号としての側面とがあり、その併存がヨーロッパ王制の基本的特色となっている。⁽³⁹⁾ そして、権原としての君位が憲法上どのように位置づけられるのか、ここ

に君主制と立憲制との関係が表わされている。

三 王権と憲法

国王が果たす役割や機能は、文化活動や福祉活動など、必ずしも憲法上規定されるものに限定されない。立憲制の導入が君主制に及ぼした影響については、立憲制の意味とともに、時期や国による違いが大きい。平凡な事実ながら、君主制は立憲制に先だって存在しており、立憲制の導入によって王権に「宮中・府中の別」が持ち込まれ、統治に関わる部分については王権が制限されると同時に、明記した部分についてはその権能を保証し、それ以外の部分については、国王をはじめとする当事者の裁量に委ねられ、時に憲法問題を生みだした。例えば、王族の範囲とその認定は、日本と異なり、必ずしも明確ではない。王家の類推から最小単位としては直系家族が考えられるが、国王の兄弟を含めるのかどうかは必ずしも明確ではない。⁴⁰ 王家メンバー (prince/princess of Denmark) と王位継承資格者 (prince/princess to Denmark) とをタイトルの上で区分するデンマークの例に見られるように、王族は、王位継承権者の範囲とは別の概念であり、国庫からの給付資格や公式行事への参列資格と関連して、家長としての国王の裁量範囲内だと考えられている。憲法第三九条で王族の範囲について議会議法で定めるとの規定を置くオランダでも、事情は大きく異なる。⁴¹

従って、君主制と立憲制との関係から、国王の役割・機能は、統治の実質と関わる部分だけでなく、統治の形式と関わる部分、及び一応は統治と独立して考えられる社会秩序と関わる部分に分けられる。換言すれば、憲法の外

にも王権があり、論を進めれば、理屈の上では、国制上の権能を全く持たない「国王」も考え得る。例えば、王制を廃止したイタリア憲法には、経過規定および補足の二三に、「サヴォイア家の家族およびその子孫は、選挙権を有せず、および公職または被選職に就くことができない。サヴォイア家の旧国王、その配偶者およびその男子孫は、領土内に入り、および滞在することを禁止される〔以下略〕⁽⁴³⁾」とあり、これは、国制上国王の存在を否定する一方で、「王家」そのものの存在は承認していると解釈できる。このように、政治制度とは別に社会制度ないしは社会的存在としての王家を想定することは可能であり、表現としては問題が残るが、「王位なき王家」⁽⁴⁴⁾は現実にも存在している。

統治の形式に関する行為や社会秩序の形成・維持に関わる役割については、スペイン憲法第五六条第一項にある「国王は国家元首 (el Jefe del Estado) であり、国家の統一及び永続性の象徴 (símbolo de su unidad y permanencia) である」といった一般規定が設けられるか、あるいは解釈論に委ねられており、議会及び政府がとりわけ後者に属する国王ないし王族の行為とどのように関わるのかについては、先例を踏まえながらも、個別事例への対応に委ねられる部分が残る、その意味で扱いにくい政治課題ともなっている。⁽⁴⁵⁾ とりわけ、国王の統治権能縮小を図る立憲化の裏面には、因果関係としては必ずしも明確ではないが、君主の社会機能の増大がある。キャナダインは、「伝統の発明」と関連して、イギリスの君主は、統治の実質権限を狭めれば狭めるほど、王室が関わる国家儀礼が華やかになり、その存在が一般国民に身近なものになったと指摘したが、⁽⁴⁶⁾ こうした「儀礼君主」としての機能の一部は、法律の認証など憲法上の規定にも見られ、他国の立憲君主や大統領にも多かれ少なかれ当てはまる。こうした統治儀礼で果たす役割は、国王が伝統的に社交の中心として場の提供を行い、音楽・芸術や学問を奨励し、福祉

団体の総裁を務めるなど、価値が多元化し、多様化する社会において社会統合を図る機能を果たしていることと関連がある。

とはいえ、立憲制の導入との関連で言えば、その主眼点は国王の統治権能の制限ないし形式化にある。そこで、この点に着目して、現代ヨーロッパの君主制の特色を考察すると、国王ないし王権と憲法との関係では、大きく二つの類型が考えられ、この区分は、統治権を代表する行政権の所在や行政府の構成に関する規定とほぼ対応している。

第一のタイプは、形式上、国王が「章」⁽⁴⁷⁾の名称として用いられているもので、この類型は、国王を憲法上位位置づけ、その統治権の範囲や継承条件を規定する点に特徴があり、第一章を「天皇」とする日本と似ている。オランダの場合、第二章「政府 (Regering)」第一節「国王 (Koning)」(第二四条～第四一条)、第二節「国王と大臣 (Koning en ministers)」(第四二条～第四九条)とあり、王位継承や行政府の構成などが規定されている⁽⁴⁸⁾。この類型では、オランダ憲法第四二条第一項「政府は国王と大臣から構成される」のように、国王に行政権があることが明示されており、国王に充てられる行政権の内容は、多岐にわたる。第三条で行政権が国王にあるとすると、この権例にとると、第一二条で「国王は、この憲法上の規定による制限のほか、国事について最高の権能を有し、この権能は大臣を通じて行使する」とされ、大臣任免・署名(第一四条)、大臣弾劾(第一六条)、対外的代表・交戦(第一九条)法案提出(第二二条)暫定法制定(第二三条)恩赦(第二四条)栄典授与(第二五条)貨幣鑄造(第二六条)公務員任免(第二七条)などが挙げられている。もちろん、こうした規定には条件が付されており、そもそも国王は無答責で大臣がその責任を負う(第一三条)のであり、国王の署名についても大臣の副署が必要である(第

一四條) ため、これらが国王の實質的な権能であると考えることは論理上もまた実際上も困難であるが、条件が整えば国王の政治的意思が實質効力を有することも否定できない。なお、ベルギーでは近年の憲法改正の際に、改正以前の「国王と大臣」から「国王と連邦政府」へと文言が変えられており、国王と行政府との関係にも変化があるが、国王を憲法の構成要素と見なす点では共通している。

これに対し、国王そのものが統治システムを直接構成する要素とは見なされていない類型がある。その代表例はスウェーデンで、国の基本法の中心部分を占めている統治法 (Regeringsformen)^⑤の第五章には、国王ではなく、「国家元首 (Statschefen)」が置かれている。この「国家元首制」^⑥は、統治法第五章第二条に、「スウェーデン国籍を有する一八歳以上の者のみが、国家元首としての職務を遂行できる」とあり、元首の資格条件をまずは国籍と年齢に求め、統治法第一章第五条前段で、「王位継承法に基づいて、王位を継承した国王ないし女王が、国家元首となる」と定めている。王位継承法が同憲法の一部を構成し、統治法でも国王の存在が認められているとはいえず、まず国家元首なる機関ないし地位が設置され、その機関・地位に国王が就任するという論理構成が採られている。こうした国家元首と国王との関係は、第五章「国家元首」の第一条から第七条で、両者が使い分けられている点にも特色が見られる。第一条「国家元首は、国事に関して首相から情報を受ける」「以下略」あるいは第二条「元首は、国外へ旅行する前に、首相に相談する」のように、機関としての役割ないし機能に言及した場合には、国家元首が用いられているのに対し、同章第三条「病氣、外国旅行その他の原因で、国王がその職務を遂行できない場合には」「以下略」などのように、実際の就任者に関する事柄には、国王が用いられている。第七条「国王は、その行為又は怠惰により、訴追されない。摂政は、国家元首としての行為又は怠惰により訴追されない」は、摂政が元

首という「職務」を遂行することが記されて、国家元首と国王との使い分けが明確になっている。

また、統治法第一章第六条では、「政府は国を統治する。政府は、議会に対し責任を負う」として、政府に関する規定に国王は登場しない。さらには国王ないし国家元首の役割が明記されている条文も僅かであり、第五章「国家元首」の中ですら、首相から国事について報告を受け、必要な場合には閣議を召集すること(第一条)がある程度で、他には外交委員会の議長(第十章「外交」第七条)などが挙げられるに過ぎない。君主制と結びつけて考えられやすい恩赦も政府の権限であって、国王ないし国家元首の権限ではない(第一章「司法及び政府機関」第一条)。

この国家元首制は、国家統治には国家元首ないしはそれに相当する存在が必要で、それには世襲制の国王がふさわしいと判断されている結果であり、現行憲法体制への改正が図られていた時期には、大統領制の導入も考慮されていた事実を勘案すると、「まず国家元首ありき」の論理構成が早くから承認されていたと考えられる。⁵³⁾元首に君主を採用するこの論理が、今後の立憲君主制のあり方を示す先行モデルとなるにせよ、スウェーデンに固有の特殊事例に留まるにせよ、現代の立憲君主制のあり方を考える上で、注目に値する。

スペイン憲法は、その構成がスウェーデンと類似しており、第二編には「王位(De la Corona)」とあって、国王(El Rey)ではないが、第二編(第五六条〜第六五条)では、王位と国王との使い分けが、スウェーデンの場合ほど明確にはなっていない。一方で、「王位」が「内閣ないし行政」⁵⁴⁾から切り離されている点の特徴である。第九八条第一項で「内閣は、首相、場合により副首相、國務大臣およびその他の法律で定める閣僚によって、これを組織する」として、ここに国王は記されず、第九七条で「内閣は、内政及び外交、民事及び軍事行政ならびに国防を

指揮する。内閣は、憲法及び法律に従い、執行権および規則制定権を有する」とする。反面、第六二条に国王の権能として、法律の裁可と公布、国会の召集と解散、選挙の公示、国民投票の公示、首相の任免、閣僚の任免、政令の公布、文官武官の任免、栄典授与、閣議の主宰、軍隊の最高指揮権、恩赦などが挙げられており、第五六条には、対外的な最高代表権、第六三条には、外交団への信任状付与、宣戦布告と講和などがあり、国王の行為については、首相などの副署が必要だと規定されている(第五六条第三項、第六四条)⁵⁴。このように、スペインは二つの類型の中間にある。

この類型区分と関連して、行政府の長としての役割に組閣がある。歴史上国王が組閣に関わった事例が多く知られるイギリスでは、組閣は国王の個性や政局に左右される部分が小さくないが、オランダでは、これが制度化されている。⁵⁵ 下院議員選挙で比例代表制を採用していることとも関連して、議会の多数を単独で占める政党が現れず、連立政権が繰り返される政界事情がその背景にある。こうした恒常的な混乱もエリートの協調行動によって克服されている (consociational democracy) との指摘はあるが、首班指名や組閣工作などで国王/女王が果たす役割は無視し得ない。これに似た制度はベルギーにもあり、スウェーデンについても同様の慣行があった。⁵⁶ また組閣に類したものとして、スペインには、国王の仲裁機能がある(第五六条第一項)。これはコンスタン風の「超然主義」⁵⁷ であるが、いずれも、権力政治とは独立した存在が、政党や国家机关の間の紛争解決に一定の役割を果たすことが望ましいと見なされており、日本との制度上の違いである。⁵⁸ なお、象徴大統領制を採るドイツでも、連邦宰相の選任にあたり、連邦議会が後継首班を選出しえない状況にある場合には、連邦大統領に同様の機能を果たすことが制度上期待されている。⁵⁹

立憲君主と憲法との関係は、国王の位置づけ、行政権の所在や行政府のあり方で大きく二つに分類できると考えられるが、立法権など他の領域については、この区分が幾分崩れる。しかも、王令 (Royal Decree) の存在や、国王の裁可と大臣の副署との関係など、法的にも難しい問題がある。イギリスについては、立法権が国王、上院、下院から構成される議会にあるとする考え方 (King in Parliament) が知られているが、議会と政府 (国王) に立法権があるとする規定は他の国にもある。オランダでは、憲法典に立法権の所在についての明文規定が見あたらないものの、第八一条で「議会は、政府と議会が共同で成立させる」とされ、ベルギーでは、第三六条で「連邦立法権は、国王、代議院、元老院が共同で行使する」とし、デンマークでは第三条で、「立法権は国王と議会にある」とする。これに対し、ノルウェーでは、第四九条で、「国民は立法権を両院を通じて行使する」とあって、国王(政府)は登場しない。これは、統治法第四章「国会の業務 (Riksdagsarbetet)」及び第六章「政府 (Regeringen)」で議会による立法が規定されているスウェーデンの例や、憲法第六六条第二項で「議会は、国家の立法権を行使」とするとの規定があるスペインの事例に似ている。

司法権については、各国とも君主の権限としてはこれを認めていないが、各国の司法制度の違いも大きく単純な比較は困難でもある。それでも、スペイン憲法第一一七条「正義は国民に発し、司法権の構成要素たる裁判官が、国王の名において、これを司る。裁判官は、独立であって罷免されず、法律の命令に対してのみ責任を負い、これに従う」のように、君主の名の下に裁判が行われるとの規定は見られる。また、ベルギー憲法第一五一条のように、裁判官の任命は国王によるとする条文が見られる場合もある。これに対し、デンマークの事例(第六四条)は、「国王の名の下に」という文言を欠いているのが特徴となっている。司法権が王権から最初に独立した経緯は指摘され

ているが、現行憲法上、司法権に関する条文から国王が全く排除されているわけではない点にも注意を要する。国王ないし王位に「正義の源泉」があると明記する規定は見られないにしても、裁判の執行や判事の任免に国王が果たしている機能は皆無ではなく、スウェーデンを除き、恩赦権などは国王に保持されているからである。

このように、憲法ないしそれに準じる法令を見ると、ヨーロッパの立憲君主は、オランダなど第一の類型では、今なお数多くの統治権能を少なくとも形式上保有していることがわかる。もちろん、実際には、こうした憲法上の王権は、議会や内閣などの国家機関によつて行使されており、無答責の明示や、首相ないし大臣の副署規定があることから、統治権能の形式上の保有者と実際の執行者とが分けられている。これが国王から議会や内閣への「委譲」なのか、「移譲」なのかは議論となるが、統治権の実質は、政治運営上の慣習が決定することでもある。従つて、ヨーロッパでは、王権の実質が完全には放棄されていないことがわかるが、その実質が喪失している場合にも、認証行為をはじめとする形式上の権能の意味についてはこれまで十分に議論されてきたとは言い難い。成文規定の正当性はその形式にあり、その内容がその時々々の解釈や運用に大きく左右されるとなれば、法制度の安定を失いかねない。ノルウエーを代表例として、戦後も何度か憲法改正が行われてきた事実を加味すると、形式的にせよ、国王にこうした権能が付与され続けている理由は一考に値する。

その理由として、例えば、国家運営には何らかの、権力政治とは独立した存在が必要であり、そうした存在として君主制が最も適切だとする判断が考えられる。共和制の導入にあたって、大統領が代替君主として位置づけられ、大統領制についても、象徴的役割に徹する制度が導入されていること、国際慣例上、元首の概念が一九世紀のドイツ国法学の議論とは別に、君主国と共和国との外交上の交際を潤滑に進めるために利用されてきたことを考えれば、

統治における「尊厳部分」として立憲君主が採用されているという説明にも一定程度の説得力はある。⁽⁶⁵⁾

これとは反対に、憲法上の規定が単なる形式に留まっていると断定する理由はないとの説明も考えられる。というのも、憲法上の規定の意味を「平時」における運用に限定する理由はなく、歴史を振り返れば、憲法機能の試金石は危機にあるともいえるからである。国土が外国勢力によって侵略され、亡命政権を樹立せざるを得ない「戦時」の場合、統治権の重要部分を国王に付与しておけば、首相の副署などをもって、少なくとも統治活動について、憲法上の継続性や正当性が保てるという利点がある。⁽⁶⁶⁾特に、国王に憲法上の権限を多く残している国が、二度の大戦原因を作り出したとの一般評価があるドイツと隣接するオランダ、ベルギー、デンマーク、ノルウェーといった中小国であることを考え合わせれば、こうした政治的判断が憲法上制度化されているとの推察も根拠なしとはいえない。これには、ベルギーを除き、ナチス・ドイツへの抵抗に際し、国王が抵抗の象徴として大きな役割を果たしたことも関係している。⁽⁶⁷⁾

以上のように、現代ヨーロッパの立憲君主制は、今なお部分的には実質上も、そして多くは形式上統治権を保持する類型と、形式上の統治権すらその多くが認められていない類型とがある。これまで天皇制度との比較参照から、国政上の権能を持たないという意味で、後者の象徴的存在が注目されていたが、それと同程度に重要だと考えられるのは、国王に形式上の統治権能が保有されている理由であり、あるいはそれが議会や内閣、さらに言えば、大統領によっては代替し得ないと考えられる理由でもあって、この問題は世襲の意味と関係している。

四 王位と王統

王位と王統との関係は相互補完的ではあるが、両者は論理的には別の次元に属する。というのも、王位が実際には個々の国王によって体现されるものではあっても、国家機関としての国王は、政治システムにおける権能を有する地位であり、国王が国王に就任する根拠となる王統には、王家 (royal house) の継承という側面があるからである。従って、王位継承には、君位の継承と家長の継承という二つの側面があり、現在では、従来家法によって定められていた「私的領域」の問題である王位継承について、国王の恣意が排除されている。

王位を継承する特定の個人に統治権の主要部分が帰属するという論理構成は、所有と支配が直結しやすいヨーロッパの政治制度の特色を表している。しかも、王族間での「国際結婚」が広く見られるため、王位の継承権者は国内に限定されず、国王や王位継承者が、相続や依頼により他国の王位継承権を獲得した結果、「同君連合 (Personal union)」がみられた。また、国王との血縁上の遠近関係を基準とする世襲ルールを原則採用しながらも、この継承が当該王家や周辺諸国にとって好ましくない状況を生み出すと考えられる場合には、継承の原則が一時的に無視され、しばしば継承戦争の原因となった。こうした経緯は、ノルウェー憲法第三六条「王位継承者は、国王及び議会の承認や同意がなければ他国の王位ないし統治を受けることができない」などに残っている。これは、デンマークやスウェーデンとの同君連合下で独立を妨げられてきたノルウェーの歴史を反映している。

王位継承は、その多くが選挙制、指名制、世襲制によるが、現在では王位の継承原則は、憲法の規定上世襲とされている。世襲資格は、まずは国王の正当な子孫にあると規定されているため、血統と関連し、人為的な世襲であ

る養子は、フランスの将軍がカール一三世の養子となったスウェーデンのカール一四世ヨハン国王など歴史上も僅かである。

王位継承の制定方式は、デンマークやスウェーデンなど、別途王位継承法が設けられている例や、憲法第三九条を受けた議会法(王族法)に王室財政と関連した規定が設けられているオランダの例があるが、いずれも、憲法に継承の基本ルールが記されている。王位継承規定は、およそ「始祖」、「継承資格」、「継承順位」、「継承条件」、「非常事態への対応」から構成されている。継承資格は、始祖(ないしその後裔たる国王又は女王)の正統な後裔によるものとされる。デンマーク王位継承法第一条「王位は、クリスチャン一〇世とアレクサンドリネ女王の後裔により継承される」のように、始祖が通例明示されているのは、家の交替によって新たな王朝(Dynasty)が始まったとする慣例と関わっている。家の交替は、王族女子の王位就任による場合もあれば、ベルギーなど外国からの国王輸入による場合もあるため、王家の連続もひとまず血統の連続とは別問題である。また、王朝の連続を家の連続に求めても、イギリスの例に見られるように、家名が変わっても王朝は続いていると考える場合もあり、そもそも王家に家名があるとの理解も歴史上一般的ではないため、王朝の交替は必ずしも明確な概念だとは言いがたい⁽⁷¹⁾。また、ヨーロッパの現王朝の多くは一八一―一九世紀を起源とし、王家よりも古い家柄を誇る貴族が存在することもヨーロッパの特徴である⁽⁷²⁾。

始祖の正統な後裔という場合の正統とは、ノルウェー憲法第六条「継承の順序は直系(正統)で、女王又は国王の、あるいは王位継承資格のある者の、合法的婚姻によって生まれた子どもだけが継承「以下略」」に見られるように、合法的結婚によって誕生した子孫を指す。ヨーロッパでは、血統の正当性は合法的婚姻に基づくことを原則

とし、国王の庶子の処遇が時に深刻な政治問題として浮上した。これは、現行皇室典範で初めて嫡子主義を明記した日本との違いでもある。

継承順位については、七カ国とも直系を重視しながらも、大きく二つの考え方に分かれている。一つは、デンマーク王位継承法第二条第一項「国王死去に際し、王位はその息子または娘に移る。その順序は、息子は娘に優先し、同性の子どもがいる場合には、その長子が優先する」方式で、イギリス、スペインもこれを採用している。²³⁾ 従って、国王の長女は、暫定的な王位継承者 (their presumptive) に留まる。もう一つは、長子が王位継承者 (their apparent) となるもので、オランダ、ベルギー、ノルウェー、スウェーデンがこれ採っている。²⁴⁾ この長子相続は、性別を問わないため、結果として継承資格における男女平等の規定ともなっている。尤も、ベルギーのように、国際的な男女平等推進の動きに対応することを一つの目的として、近年前者から後者へと継承ルールを変更した事例があり、イギリスなどでも、近年長子相続への移行が議論の対象となっている。現女王エリザベス二世には三名の直系男子がおり、直系男子の継承者不在への対応として継承ルールを変更した経緯があるデンマークとは異なり、むしろ男女平等規定の導入を強調する意図があると推察される。こうした例から判断すると、継承順位に関する規定の結果と目的とを峻別することは難しい。王位継承は、歴史上は共同統治 (Joint Sovereigns) の例はあるが、原則独任であるため、先進国では民事上の原則ともなりつつある均分相続ではなく、単子相続を採用することには制度上の合理性があると認められており、嫡子と庶子との差別撤廃の動きを含め、一般国民の間に適用されている制度・慣習を王制にそのまま導入することが望ましいとは一概には判断されないが、男女平等を求める「世論」への対応を考慮して王制のあり方が議論されている点が、現代の立憲君主制の特色となっている。

継承条件は世襲の成立条件であり、国によりその条件が満たされない場合には、世襲原則の修正規定ともなっている。すなわち、「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する（皇室典範第四条）」日本とは異なり、新しい国王が自動的に誕生するわけでは必ずしもない。継承条件として比較的共通しているものに、王位継承に際しての宣誓がある。宣誓の内容は比較的似ており、ノルウェー憲法第九条「国王が、成年に達し、国政を執ると直ちに、以下の宣誓を議会の前で行う。『私は、憲法と法律に従い、ノルウェー王国を統治することを約束し、誓う。全能なる神のご加護あれ。』」もし議会が開会していない場合には、宣誓は、内閣に文書で提出し、その後の最初の議会で国王が厳粛に繰り返す」のように、議会（両院）の前で、憲法および法律の順守と擁護を誓うことをその主な内容とする。⁽⁷⁶⁾なお、ベルギーの場合、憲法第九一条第二項「国王は、合同議会の前で以下の宣誓を行ってはじめて王位に就く。『私は、ベルギー国民の憲法および法律を順守し、国の独立と領土の保全を維持することを誓う』」にあるように、宣誓が就任条件であることが明記されている。宣誓が口頭か文書かといった形式要件などの違いの他に、ベルギーのように、国の独立と領土の保全の維持や、⁽⁷⁸⁾スペイン憲法第六一条第一項「国王は、議会における即位の宣言にあたり、その職務を誠実に執行すること、憲法および法律を順守しかつ順守せしめること、ならびに市民および自治州の権利を尊重することを宣誓する」のような権利尊重義務が盛り込まれている場合もあり、それぞれの国情や歴史的経緯を表している。また、この宣誓規定は、ノルウェー憲法第四四条「第四一条」[国王の不在や病気で王位継承者が成年に達していること他]に当てはまる場合、政府を指揮する王女又は王子は、議会の前で書面でするような宣誓を行う。『私は、憲法と法律に従い、政府を指揮することを約束し、宣誓する。全能の神のご加護あれ』。議会が開会していない場合には、宣誓は、内閣で行い、次の議会で提示される。一度宣誓を行った王女な

いし王子は、宣誓を繰り返さない」のように、王位継承権を有する者にもその義務が明記されている場合がある。日本についても、憲法第九九条「天皇又は摂政〔中略〕は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」との規定があり、即位の礼において、現天皇が憲法順守・尊重を声明したが、これが今後慣例となるかどうかは現在の処判断できない。

国王および王位継承者を王位から排除する明文規定もいくつかあり、上記の継承条件などとあわせて、世襲順位の変更規定となっている。その一つに、宗教規定がある。典型例は、国教会制度を採るデンマーク・ノルウェー・スウェーデン⁽⁸⁰⁾で、ノルウェー憲法第四条「国王は、いつでも福音主義ルター派を信仰し、それを支持し、保護する」のように、福音主義(ルター派)の信仰が義務づけられている。これに対し、同じく国教会制度を採るイギリスの事情は幾分異なっている。確かに、教会の最高首長(Supreme Governor of the Church)とされるイギリスの国王は、君主に司祭としての権能は持たないが、権利章典により、プロテスタントであることが義務づけられており、いわゆる王位継承法により、ローマ・カトリック教徒あるいは同教徒を配偶者とした者は、王位継承権を失うと定められ、実際に、現在でも、カトリック教徒と結婚したケント公の弟であるマイケル王子やケント公の長男であるセント・アンドリュース伯爵にこの規定が適用されている。しかし、歴史を辿れば、ジョージ一世およびジョージ二世の事例から、国王は必ずしも国教会の信徒であることが求められているわけではない。従って、イギリスの場合には、北欧と較べ、国王個人の信仰には幾分選択の余地があり、国王個人の信仰と国王の宗教上の責務とは区別して考えられている⁽⁸¹⁾。その反面、北欧では、戴冠式が行われなくなっており、宗教との関係がイギリスより密接だとも言えない⁽⁸²⁾。

王位継承の条件として、他国の王位継承を制限する規定の他にも、結婚規定などがある⁽⁸³⁾。結婚規定については、スペイン憲法第五七条第四項「王位継承権を有する者が、国王および議会の明示的禁止に違反して婚姻をなした場合は、本人およびその子孫は、王位継承権を剥奪される」を典型として、国王ないし議会の同意や承認を必要とする規定が多く、スウェーデン王位継承法第八条「スウェーデン王室の王子ないし王女は、国王および議会の同意なく、選挙・相続・結婚いづれによっても外国の統治者になることはできない。もしこの事態が生じた場合には、その王子または王女およびその子孫は、スウェーデン王位の継承権を失う」は、他の事由による外国王位継承制限規定とあわせてこれを規定している。また、同様の効果をもつものとして、スウェーデン王位継承法第七条「王位継承者は、国王への通知および同意なく、外国旅行には出られない」とする旅行制限が挙げられる。

この他に、王位継承ルールが事後的な事態の発生により混乱することを避けるための規定がある。例えば、オランダ憲法第二七条「退位の場合の王位継承は上記の条文にある順位に従う。退位後に生まれた子供やその子孫は継承順位からは除かれる」のように、国王の退位後に生まれた子供の王位継承権非承認があり、オランダ憲法第二六条「継承順位に関連して、国王崩御の時点で懐妊中の女性の子供はすでに産まれていたものと見なす。死産の場合には、その子供はそもそも存在しなかったものと見なす」やノルウェー憲法第六条「胎中王子は、継承資格者に含まれ、生まれた瞬間に継承順位の中でふさわしい位置を占める」のような胎児に関する規定もこれに当たるとする。

王位が順調に継承・維持されない事態に対する規定は数多い。まず、現国王が病気などの理由で国王としての「職務」を執行できない場合がある⁽⁸⁴⁾。例えば、オランダ憲法第三五条には、「(一) 国王は国王大権を行使できないと閣議が判断した場合、両院にその旨を告げ、國務院に要請した勸告書を提出する。これをまっつて、両院は合同会議に

集会する。(二) 両院が閣議と同意見ならば、両院は国王が国王大権を行使できないとの決議を行う。この決議は、合同会議の議長の指示により、公表され、直ちに効力をもつ。(三) 国王が国王大権行使能力を回復すれば、直ちにその事実が議会議法の形で告知される。両院は、合同会議でこの問題を協議し、決定する。国王は、同法が公示されるとすぐに、国王大権の行使を再開する。(四) 国王が国王大権を行使できないと決議された場合、国王に対する後見は、必要な場合、議会議法によって定められる。両院は、合同会議でこの問題を審議するため、議事を開き、議決する」とあり、内閣が職務遂行が可能かどうかを判断し、その決定を議会(両院)に委ねる方式が広く採用されている。

通常の王位継承の例外に退位があるが、退位にも分類がある。まず、自らの意思による退位⁽⁸⁵⁾があり、オランダでは、ウイルヘルミナ女王が一九四八年即位五〇年を機会に退位し、娘のユリアナ女王に王位を譲り、ユリアナ女王も一九八〇年長女ベアトリックス王女に王位を譲るなど、近年の「退位慣行」が知られている⁽⁸⁶⁾。ルクセンブルクのシャルロット大公を含め、女王(大公)が退位する例が多い理由は必ずしも明らかではないが、「引退」後の社会的影響力と性別との関係が想定される。

もう一つの退位に「強制退位」がある。王位継承権者の継承条件と同様に、国王には、ノルウェー憲法第一一条「国王は王国に住み、議会の同意なく、一度に六ヶ月以上王国外に留まることは認められない。もしそうした事態が生じた場合には、国王は、自身に限って、王位への権利を失う」にあるような外国滞在制限、婚姻条件や外国王位への就任制限が課せられており、王位継承権者への制限と同様の論理が見て取れる。ただ、国王の場合には、この他にも、スウェーデン統治法第三章第一一条「王国が交戦状態にある場合には、国家元首は、政府と共になけ

ればならない。国家元首が被占領地にいる場合、または政府と異なる場所にいる場合には、国家元首としての職務を遂行できないと見なされる」のように、国王が国王としての職務を遂行しない場合、国王失格とする規定もある。この場合には、国王の正当性を元首としての職務の業績評価から判断する国家元首制の論理が前面に出ている。

このように、国王が国王としての職務を遂行しないか、できない場合に、国王の交替ないし代替が規定されている。継承が原則世襲であることから、国王の交替は死去による交替と同様、王位継承権第一順位者が王位を継承するか、摂政となることによつて、この事態への対応が図られている。摂政職の就任は、王位継承権に従うことを通例とするが、国別の差も小さくない。⁽⁸⁸⁾ スペイン憲法第六一条第二項「王子は、成年に達した場合、また摂政は、就任に際し、前項の宣誓および国王に対する忠誠の宣誓を行う」として、オランダやベルギーなどと同様、摂政にも宣誓義務を課すが、これはスペイン憲法第五九条第三項及び第四項で、「摂政となるべき者がいない場合は、議会がこれを任命する。摂政は、一名、三名ないし五名とする」、「摂政に就任するためには、スペイン人であること、および成年に達していることを必要とする」と規定するためでもある。国王が職務を遂行できず、王位継承者が未成年の場合には、ベルギー憲法第九二条「国王の死去に際して、その後継者が未成年の場合、両院は、摂政および後見を定めるために、合同会議として集会する」のように、議会が事態解決の審議をする規定されていることが通例である。⁽⁹⁰⁾

王統の断絶など、摂政や後見では対応できない事態についての規定もある。例えば、ベルギー憲法第八六条第一項「レオポルド・ジョルジュ・クレティアン・フレデリク・ド・サクス・コプフル陛下の継承者がいない場合には、国王が、両院の同意を得て、第八七条「出席者及び決議の条件」に規定されている方法で、自らの後継者を指名す

る」のように、国王の次代国王指名権が規定されている場合もあるが、ノルウェー憲法第四八条「王統が断絶し、王位継承者が指名されない場合、新しい女王ないし国王は議会によって選出される〔以下略〕」のように、議会(両院)の承認を必要とするのが通例である。すなわち、国王が死去するか、何らかの事情で国王が退位し、次代の国王が就任しない場合や王位継承者が見あたらない場合、王家の断絶や「王家なき王位(空位)」⁽⁹¹⁾が想定されている。ベルギーには、中絶法案への署名拒否から、ポードワン国王が一時的に退位し、空位となった近年の事例が知られている。⁽⁹²⁾ こうした選挙制規定は、少なくとも一時的に世襲原則が機能しない事態を想定しており、最終的には議会が適任者を選出する点で、ここでも選挙制が世襲制を補完しており、⁽⁹³⁾ 空位の間は、内閣などの国家機関が国王に憲法上割り当てられている職務を代行することが定められている。⁽⁹⁴⁾ こうした規定が導入されている背景には、王位には王族がふさわしいと考える身分社会の論理と各国の王族が血縁関係を結んでいる実質があり、王位継承者が国内に見あたらない場合には、血統上最も近い外国在住の王族を招いたり、政治的に好ましい王族を新たな国王として迎えた歴史的経緯がある。⁽⁹⁵⁾

以上がヨーロッパの王位継承規定についての概略であるが、原則世襲制を保ちながらも、形式的にせよ、国王の統治権能を認める代わりに、特に空位や王家の断絶に際して議会(両院)に期待されている役割が大きい点の特徴である。しかも、この事態に対応するために、議会は一旦解散することが必要とされており、この点でも、王制の維持について「民主的」な正当性が制度的に要求されている。

五 おわりに

ヨーロッパの立憲君主制は、国際的な称号システムと国内の統治システムとが結びついて維持されており、国王が統治の実質権能を喪失している点にのみ着目すると、その特殊性を見失いかねない。オランダなどの立憲君主制を、従前と同等であるとは考えられないにせよ、国王の権能が単に形式的なものだと断定することもできない。もとより、こうした君主に制度上期待されている役割や機能については、条文の比較のみならず、「社会君主」や「儀礼君主」の役割などを加味して、総合的に判断する必要がある。⁽⁹⁶⁾ その上で、日本と同様、君主の果たす役割が、社会的弱者や罹災者の激励・慰撫といった「非政治的」領域に移りつつあるにしても、統治に関する形式的・儀礼的行為に関する権能が憲法上保持されている政治的意味についての考察が必要である。スウェーデンにおいても、国王に「国防軍における最高位の称号が与えられ」⁽⁹⁷⁾ ていることや、憲法改正後も、閣議の報告や会議の主催などは、国家元首たる君主の役割として残すことに合意があったことがこの問題を考える鍵ともなりうる。特に政治的危機に際して、国民の代表者から構成される議会や政府にのみ委任されることが好ましくない領域が統治には存在することに、広い合意があることを示唆している。

スウェーデンの立憲君主制は、形式の点で元首制の、機能の点で象徴制の好例となっている。日本の天皇制度のみならず、君主制と共和制という制度論上の違いはあっても、ドイツ型の大統領制とも類似している。象徴君主制、象徴天皇制、象徴大統領制といった用語で呼ばれるこうした制度の共通部分である「象徴制」は、現代国家の特色とも⁽⁹⁸⁾ 言える。特定の間人が国家ないし国民の象徴であるとの規定は、憲法典では日本の憲法に最初に用いられたと

指摘されているが、現在ではスペインなどの憲法にも導入され、その他の国についても、標準的な憲法注釈書で君主制の機能を説明する概念として用いられている。この象徴には、一方に、国政上の実質権能を持たないという消極的な意味があり、他方には、国家や国民を象徴するという積極的な意味があるにしても、その内容は国王の実際の活動によって明らかになる。例えば、継承制度は、家族制度や相続制度と密接な関わりを持つが、王家が経営單位 (house) としてよりも、家族 (family) としてのイメージを強めれば強めるほど、一般国民の家族形態の延長線上にある模範家族として理解されるからである。あるいは、帰化申請の際にイギリスでは女王に忠誠を誓う慣例は、政治秩序において君主が果たす役割を考える題材となる。尤も、イギリスの場合、女王への忠誠は、王冠 (Crown) と関連しており、王冠は、ウェストミンスター憲章のように、コモンウェルスの統合象徴としての役割を果たす場合もあれば、単に大陸諸国の国家 (state) に対応する言葉として用いられる場合もあって、その使用例に配慮が必要ではある。

共和制では、憲法上の規定に国旗・国歌などが明記されることが多く、代替君主たる大統領の他にも、君主不在を補う象徴を制度上担保する配慮がある。君主という存在が政治的安定にとって不可欠であると主張する場合、バジヨット風に、大衆は具体的な存在に統治されることを納得しやすいくという説明も可能だが、それは大統領制にも当てはまるのであって、象徴的存在を世襲によって選ぶことと、選挙によって選ぶこととの違いが明確になるわけではない。⁽¹⁶⁾ 中世のヨーロッパにおける王位継承を統計的に解析した研究によれば、「相続による王国と選挙による王国との間で王位継承の実行にはなんら原理的な対立は見られない」とされるが、大統領制を選挙王制の一類型だと考えたとしても、世襲制と選挙制の違いは残る。換言すれば、世襲の立憲君主は、君臨や尊厳という役割を与え

られた国家機関としてどのように位置づけられるのか、また、血統の連続によって国家や国民の統合象徴としての機能を果たし、これまでもナショナルな側面を強めていることと、民主主義という政治システムや政治そのものあり方とがどのように関わるのかは、君主制と立憲制との関係を考える主要な論点であり、立憲君主制の弁証とも関わっている。こうした点については、本文で言及した論点を考察する必要があり、別稿に譲ることとしたい。

註記

- (1) フランス国歌「マルセーユ人の歌」の一番は「いざ祖国の子よ。栄光の日は来たれり、我らに向かって、圧政の、血塗られし軍旗は掲げられたり、血塗られし軍旗は掲げられたり、聞こえるか、戦場で、あの獐猛な兵士どもが唸るのを？ 奴らは我らの腕（かいな）の中にまで君らの息子を、妻を、殺しに来る。武器を取れ、市民諸君！ 隊伍を整えよ、進もう！ 進もう、不浄なる血が、我らの田畑に吸われんことを（武器を取れ以下、リフレイン）」（以上、吉田一九九四、一三九頁以下の訳）、軍歌に聞こえる。

(2) 参照、佐藤一九六七、一七〇頁以下。

- (3) 参照、正木一九九一、一二頁以下、西(二)一九九六、一頁以下。民主主義と国民主権は別次元の議論であり、主権と統治権との関係を考えて、その明記が難しいとの判断があるように思われる。オランダ憲法の国民主権については、Cf. Kortmann and Bovendert 1993, p. 3. リヒテンシュタインでは、憲法第一条・第二条から判断して、「君民共治」である。参照、県一九七七、五八頁、榎原一九六五年、一一〇頁以下。正木一九九一、一〇頁、西一九九六(一)、四九頁以下。

- (4) 参照、佐藤一九六七、二五頁。
- (5) 参照、ピラジョンガ一九九四、特に九章、一〇章。なお、これに関連して、共和制の導入とワイマル・ドイツの政治的不安定との関係については、参照、下條一九八八年、二八四～二八九頁。
- (6) Cannadine 1992, p. 101 f
- (7) 参照、佐藤一九六五、四〇頁注(一)～四一頁。
- (8) これは、タイなど他の非ヨーロッパ型の「王制」についても多かれ少なかれ当てはまるものと思われる。参照、加藤一九九五、九一頁以下他。
- (9) 天皇制／皇室制度はいずれも特定の文脈で用いられるので、ここでは天皇制度と記す。
- (10) 参照、成沢一九八四、二二二頁以下、赤坂一九八八年、第四章。
- (11) 参照、佐藤一九五三、六六頁(通算五九四頁)以下、横田一九八六、五八頁以下。なお、「君主制対共和制」という対比への固執から、日本の比較対象として、アメリカやフランスが取り上げられることが少なくないが、制度論に依拠する発想の点で一貫せず、比較というよりも、規範モデルとなっている。
- (12) 坂本一九九一、三頁以下。
- (13) 「天皇皇后両陛下英国及びデンマーク国ご訪問前記者会見要旨」(平成一〇年五月二二日)。
- (14) なお、笹倉一九八九、一一八頁以下、参照。
- (15) 参照、松田一九九四、五五～五七頁。
- (16) 参照、拙稿一九九八、二～六頁。

- (17) 君主制の種類や君主の行為分類は、西一九九六、四二頁以下、佐藤一九六五、一八頁以下、佐藤一九六七、三五頁以下、第二章、梅川一九九八、一〇五頁以下、吉田一九七六、二一―六七頁参照。
- (18) Longford 1993, p. 24 ff.
- (19) 憲法典の資料などについては、新たに参照したものについては明記し、それ以外については、拙稿一九九八、註四・五などに記載したものと及び各国王室の公式ホームページを用いた。なお、入手しうる限り、最新の条文を参照したため、条文の番号や文言が上記論文と異なっている場合がある。ベルギーの旧憲法及び一九七一年の改正経緯については、Alen and Ergac 1994, chap. 3. 及び今井一九八〇、参照。
- (20) 参照、青山一九八六、二二三頁以下。日本の憲法第二条の皇位についても、「象徴職たる国家機関としての天皇の地位」を指す考え方(有倉・小林一九八七、一七頁)と、「歴代の天皇の地位を連続的に捉えて」というとする考え方(小林・芹沢一九九七、二三頁)とでは、議論の立て方が異なってくるが、青山論文には、憲法第一条の「この」が「英文憲法」で *is* ではなく *is* とされたとの指摘がある。
- (21) 例えば、一八七六年以降のヴィクトリア女王の正式称号は「BY THE GRACE OF GOD, OF THE UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND IRELAND, QUEEN, DEFENDER OF THE FAITH, EMPRESS OF INDIA である(森一九九四、四八二頁以下)。
- (22) Odegard 1996, 4. Imperial Titles. 国内向けには *king* を保つ意味は、政治体制としての「帝制」への評価と関わっていると思われる。なお、天皇という用語や *emperor* との関係については、参照、高島一九八六、一〇二頁以下、渡辺一九九七、七頁。

- (23) 参照、飯塚一九九三、五頁。
- (24) Cf. Sainty. 従って、複数の国家が統一する場合など、陪臣化とも訳される *mediatisation* が生じる。君主の地位を失った王家の処遇問題が慎重な対応を要する政治課題となるからである。Cf. Kiste 1996, p. 4 f., p. 20 f., Velde.
- (25) 同じドイツ系諸国でも、称号を授与した者の地位によって、同じ称号の保有者が異なる処遇を受けた。一九世紀後半のドイツ統一に際して、「各国」の貴族称号を調整した経緯については、cf. Kaln, S. 107 ff.
- (26) リヒテンシュタインの君主は、公爵 (Herzog) ではなく、侯爵 (Fürst) であるから、称号に忠実に呼ぶならば「侯国」の方が適しているが、邦訳で「公国」と呼ばれるのは、単なる用語慣例の問題だと推察される。
- (27) Cf. Odegard 1996, 6, The Holy Roman Empire and the German System, 8, Prince and Fürst, Grand Duke, Margrave, Count-Palatine, Landgrave.
- (28) 現在の貴族称号と憲法との関係については、Constitutional Provisions in Europe and the United States Regarding the Conferral of Titles of Nobility or Honor (<http://www.chivalricorders.org/nobility/constmab.htm>) に一覧がある。
- (29) フランスの「王はその王国における皇帝である」という法諺については、渡辺一九九八、二六四頁。
- (30) 参照、ブリッグ一九九四、第三章他。梅川一九九八、一〇〇頁。
- (31) 参照、赤坂一九八五、四〇頁。従って、身分違いの結婚 (*misalliance*・*morganatic marriage*) が問題となる。
- (32) なお、Cf. Longford 1993, p. 4 f.
- (33) 参照、吉田一九八六、六三頁以下、今井一九八三、二二九頁以下。
- (34) Alen 1992, p. 19 f.

- (35) 参照、高柳一九四八、三九三頁以下、田中編一九九一、「[Isle of Man]」(四七三頁)「[Channel Islands]」(二二七頁)。
- (36) 参照、田中編一九九一、「[Title]」(八五二頁以下)。なお、国王個人が自由な処分権を有するわけではなく、家産の処分には別途制限が課されているのが通例である。Cf. Longford, p. 30 f.
- (37) サリカ法典の邦訳は、久保、一五八(二〇〇)〜一六〇(二〇二)頁。なお、イギリスについては、高柳一九四八、二四〇頁以下、参照。
- (38) Cf. Velde, Odegard 1996, I. Introduction, 7. Imperial, Royal and Noble Offspring. なお、参照、梅川一九九八年、四六頁。
- (39) この点では東アジアにも中国を中心とした国家序列が存在し、各国君主の名称に象徴される秩序体系が存在したが、ヨーロッパに比べ、王家相互の血縁関係が著しく少ないなどの違いがある。なお、東アジアの序列象徴には、国名(国号)も挙げられるに思われる。中国の国名が一文字で、周辺の朝鮮・日本・ヴェトナムは二文字である。なお、渡辺一九九七、一四二頁以下参照。
- (40) Cf. Parckard 1981, p. 4.
- (41) Kurtilid-Klitgard, Peter, cit. in Velde.
- (42) Cf. Kortmann and Bovenf/Eert 1993, p. 62 f. なお、「皇太子」など、現在では憲法上の地位だと見なされている地位も、歴史的には、国王の恣意によって大きく左右される場合が少なくなかった。参照、浦田一九八七、九七頁以下。イギリスについては、国王の長男は Duke of Cornwall の爵位と同公領からの収益を受けるが、一定の年齢に達すれば、Prince of Wales が叙位される慣例である。参照、森一九九四、一六二頁、三三九頁。

- (43) 宮沢一九八九、一四九頁。
- (44) 参照、浜林他編一九九〇、一三六頁以下、ヴォルフ一九九二、二二頁注五及び六。なお、有倉・小林編、一七頁参照。
- (45) 責任を responsibility と accountability に分けた場合(参照、讀岐一九九六、三九頁以下)、無答責である国王の「公的行為」についての responsibility は難しい問題として残る。
- (46) Cf. Cannadine 1992, pp. 107.
- (47) 国により、憲法の構成や名称が異なるが、この点は当面考慮しない。
- (48) ベルギーでは、第三編「権力 (Des Pouvoirs)」第三章「国王と連邦政府 (Du Roi et du Gouvernement fédéral)」第一節「国王」(第八五条〜第九五条)で王位継承に関する規定が置かれ、第二節「連邦政府」(第九六条〜第一〇四条)及び第三節「権能 (Des compétences)」(第一〇五条〜第一一四条)で、国王と連邦政府との関係及び国王の権限が規定されている。デンマークでは、第二部「国王」(第五条〜第一一条)及び第三部「国王の権限」(第一二条〜第二七条)とあり、(王位継承とは別途に) 王位継承関係の規定や行政府の構成・権限などが規定されている。ノルウェーは、第二部に相当するB「行政権、国王と王家」(第三条〜第四八条)で王位継承や行政権についての規定がある。
- (49) ベルギー憲法第三七条「連邦行政権は、憲法に明記された方法で、国王に帰属する」、ノルウェー憲法第三条「行政権は国王にあり〔以下略〕」。
- (50) 統治法第二章第三条で、統治法、王位継承法、印刷出版の自由に関する法律および表現の自由に関する法律が国の基本法であるとされている。以下、一九九四年に改正された「憲法」を用いるが、その邦訳は、菱木一九九五を参照した。なお、阿部・畑編一九九一では、王位継承法が翻訳されていない点に、憲法学の共和主義傾向が見られる。

- (51) 参照、下條一九九四、二九七〜三二六頁。なお、「フランクフルト憲法」については、佐藤一九六七、二三四頁以下。
参照、佐藤一九六〇、五九頁以下。
- (52) 国により内閣制度が異なるため、単純な比較は難しい。スウェーデンでは、各省大臣は行政部門に対する指揮監督権を有する行政部門の長ではない(阿部・畑編一九九一、一〇八頁)。
- (53) スウェーデンの立憲君主制は日本の「象徴天皇制度」を類推させるが、日本の構成はまた独自でもある。というのも、天皇を行政権から分離しながらも、統治に関わる一定程度の儀礼行為を国事行為として認めており、むしろ、スウェーデンとスペインとの間にあると見なされる(天皇と象徴との関係については、参照、青山一九八六、二二三頁)。この両国の論理を日本の文脈に翻訳することは難しいが、スウェーデンの構成は、日本国憲法第一章の名称及び第一条などの主語を「象徴」とするものであり、スペインの構成は、これを「皇位」とするものであると考えられる。
- (54) 参照、末延一九五五、六頁以下。
- (55) Cf. Kortmann and BovenEert 1983, p. 64.
- (56) オランダの場合、第一院はいわゆる上院である。
- (57) Alen 1992, p. 13f. 佐藤一九八一、一五一頁以下。また、スウェーデンでは、「国王は『政府』の構成から全く除外され、通常、閣議に参加することはできない」(下條一九九四、三〇五頁)とすれば、一層危機における君主の役割に注目する必要がある。
- (58) 参照、レーヴェンシュタイン一九五七、九二頁以下、佐藤一九六七、三三〇頁以下。
- (59) 日本については、「内奏」が議論となる。参照、松尾一九九〇、二二頁以下。
- (60)

- (61) 参照、拙稿一九九八、八頁、一四頁以下。仲裁機能は、大統領就任者の個性と関わっており、時には仲裁を超えて、自ら首班指名に乗り出す場合もあった。
- (62) Cf. Kortmann and BovenfEert 1993, p. 60 ff.
- (63) オランダ憲法第八二条一には「法案は、国王によるかまたは国王の名の下で、もしくは第二院「下院」によって提出される」。なお、Cf. Kortmann and BovenfEert 1993, p. 77 f.
- (64) 「国王の子息は、一八歳になると上院議員となり、二一歳になると審議に加わり、投票権をもつ」(ベルギー憲法第七二条)、「国務院には成人に達した王位継承者が出席する(デンマーク憲法第一七条)」、「王位継承者は、成年に達すれば、政府に席をもつが、投票権や責任は生じない(ノルウェー憲法三五条)」は、修養ないし準備教育としての意味を有すると考えられる。
- (65) 参照、高橋一九九一、四〇頁、四八頁以下。元首の概念及びその歴史的経緯については、梶一九七九、二八頁以下、青山一九八六、二二五頁以下、柳瀬一九六二、一〇二九頁、参照。
- (66) Cf. Kortmann and BovenfEert 1993, p. 5.
- (67) 参照、吉田一九八六、七二頁。山下一九九五、二九八頁以下。
- (68) Cf. Bogdanor, p. 42 f.
- (69) オランダ憲法第二四條「王位は世襲であり、オラニエ・ナッサウ公ウイリアム国王の正統な子孫に引き継がれる」、ベルギー憲法第八五條第一項「国王の憲法上の権能は、レオポルド・ジョルジュ・クレティアン・フレデリク・ドウ・サクス・コプール陛下の直系、実系かつ嫡系の子孫が、長子相続の順序により、相続する」、スウェーデン王位継承法

第一条「スウェーデン王位への継承権は、ヨハン・バプティスト・ユリウス、後にカール一四世となるカール・グスタフ二六世国王の、直系に当たる男性または女性の子孫に与えられる。この点に関連して、長系およびその子孫が幼系およびその子孫に優先される」、スペイン憲法第五七条第一項「スペイン王位は、歴史的王朝の正当な継承者であるブルボン家ドン・ホアン・カルロス一世陛下の後継者が、これを世襲する〔以下略〕」。

(70) 参照、森一九九二、七六頁。

(71) スペインはブルボン家の初代フェリーペ五世から数えれば、一七〇〇年以降となるが、憲法第五七条第一項(前出)との整合性もあり、「国王無き王制」のフランコ政権をどう考えるのが憲法論となっている。参照、吉川一九八三、二五五頁以下。

(72) ドイツの「古貴族」の定義例は、cf. Kalm 1993, S. 155.

(73) イギリスは、いわゆる王位継承法 (An Act for the further Limitation of the Crown and better securing the Rights and Liberties of the Subject, the Act of Settlement 1700 & 1701)、スペイン憲法第五七条第一項「[前略] 王位継承は、長子相続及び代襲相続の規則に従い、常に長系が他の家系に優先する。また、同一家系内では、最近親等が他の親等に、同一親等内では、男子が女子に、同性間では、年長者が年少者に、それぞれ優先する」。

(74) オランダ憲法第二五条「国王崩御後直ちに、王位は国王の正統な子孫へと引き継がれる。その際の継承順位は、長幼の順で、国王に先んじて死去した子孫の後裔にも同様の順位規定が適用される〔以下略〕」、ベルギー憲法第八五条第一項(前出)、ノルウェー憲法第六条「継承の順序は直系(正統)で、女王又は国王の、あるいは王位継承資格のある者の、合法的婚姻によって生まれた子どもだけが継承し、最近親がそれ以外に優先し、長系が幼系に優先する。〔中略〕」

一九九〇年以前に生まれた者については、男性が女性に対して優先する規定が適用される」、スウェーデン王位継承法第一条(前出)。

(75) 神社新報特別取材班一九九〇、九〇頁。

(76) オランダ憲法第三二条「国王大権を受けるに際し、国王はできるだけ早く、首都であるアムステルダムで、両院による公開の合同会議の場で宣誓し、就任する。国王は、憲法への忠誠を、さらにはその職務を誠実に行使することを誓うか、約束する。これに関する特別規定は、議会議法により定められる」、デンマーク憲法第八条「国王は、王位継承に先立ち、國務院の前で、誠実に憲法に従うことを文書で厳粛に宣言する。その宣言書は、同一文で二通作成し、一通は議會へと提出され、その公文書館に保存され、もう一通は、国立公文書館に所蔵される。国王が、不在か他の理由で、王位継承直後に上述の宣言に署名できない場合、政府活動は、制定法による別段の規定がない場合には、宣言書に署名されるまで、國務院によって行われる。国王が王位継承者の時代にすでに上述の宣言をしている場合には、王位が空位となった時点で王位を継承する」。イギリスについては、宣誓法 (Coronation Oath Act, 1688) ；また参照、佐藤一九六七、九四頁。スウェーデンには、統治法にも王位継承法にも該当する宣誓は明記されていない。

(77) Allen 1992, p. 58.

(78) ベルギーの場合、領土侵害を受けた歴史もこの規定が置かれた理由でもある。例えば、第二次大戦中の国王の行動に対する懐疑があり、これが再婚問題と並んで、レオポルド三世退位の要因となった。参照、レーヴェンシュタイン一九五七、六三頁以下。

(79) 日本については、皇室典範第三条に「皇嗣に、精神若しくは身体の不治の重患があり、又は重大な事故があるときは、

皇室会議の議により、前条に定める順序に従って、皇位継承の順序を変えることができる」とあるが、これをヨーロッパのように積極的排除規定と解釈することは難しいと考えられる。なお、オランダでは、王位継承権を有する者はその継承権を放棄できないとされる。 Cf. Kortmann and Bovenvert 1993, p. 58.

- (80) デンマーク憲法第二部第六条「国王は、福音ルター教会のメンバーである」、スウェーデン王位継承法第四条「変わらぬアウグスブルクの告白および一五九三年のウプサラ集会決議で採択され、宣言されたように、国王は常に純粋な福音主義の信仰を持つべきだとする一八〇九年の統治法第二条の明文規定に従い、王家の王子・王女は、この教義で、また王国内で養育される。この信仰を表明しない王家のメンバーは、王位に伴うすべての権利を剥奪される」。

- (81) 現エリザベス女王は、一九五三年五月二十八日の女王布告で、女王の称号を「Elizabeth the Second, by the Grace of God of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and of Her other Realms and Territories Queen, Head of the Commonwealth, Defender of the Faith」としたが、この Defender of the Faith の定冠詞がついていることについて、一九九四年六月三〇日付けのタイムズ紙上で、チャールズ皇太子は、この定冠詞をとり、信仰一般の擁護者とするのが望ましいとした。イギリスにおける宗教事情が伺い知れると同時に、国王に期待される役割が、国家ないし国民の統一であることを当事者が強く意識していることがわかる。

- (82) 神社新報特別取材班一九九〇、第三章、六九頁他。

- (83) オランダ憲法第二八条第二項「継承順位にありながら、そのような「議会の承認なき」婚姻を結んだ者は、継承順位から除かれ、その婚姻によって生まれた子供や、その後裔も同様である」、ベルギー憲法第八五条第二項「第一項による後継者は、国王の同意なく結婚した場合、ないし国王が不在の際には、憲法によって規定されている国王権力を行

使用する者の同意なく、結婚した場合には、王位継承権を剥奪される」、デンマーク王位継承法第五条第三項「王位継承資格がある者が国務院での国王の同意なく結婚した場合、当該個人は、自身および結婚によって生まれた子どもおよびその後裔について、王位継承権を失う」、ノルウェー憲法第三六条「ノルウェー王位継承権を有する王女ないし王子は、国王の同意なく結婚しない。また、国王および議会の同意なく、他国の王位ないし統治権を受けない。〔中略〕この規則に反する行為を王女ないし王子が行った場合、その本人およびその子孫はノルウェー王位の継承権を失う」。

- (84) ベルギー憲法第九三条「国王が国政を行うことができないと見なされる場合、大臣は、遂行不可能であることを確かめ、直ちに両院を召集する。摂政と後見は、合同議会によって定められる」、デンマーク憲法第九条「国王が未成年、病氣ないし不在の場合に、統治権の行使に関する規定は、制定法によって定める。王位が空位で、王位継承者がいない場合、議会は国王を選出し、将来の王位継承順位を確定する」、スウェーデン統治法第五章第五条「国王が、六ヶ月間引き続いて職務を遂行できず、又は職務を行わなかった場合には、政府はこの問題を議会に通知する。議会は、国王が既に退位したものと見なすべきかどうかを議決する」。

- (85) オランダ憲法第三六条「国王は一時的に国王大権の行使を取りやめ、議会議法に従って、その行使を再開する。当該法案は、国王によって、ないし国王の名の下に提出される。両院は合同会議で、この問題を審議するため、議事を開き、議決する」は、一時的退位と復位を定めている。

- (86) 参照、田口一九九三、七一頁以下。

- (87) オランダ憲法第二八条第一項「国王は、議会議法の承認なく結婚した場合には、退位したものと見なされる」、ベルギー憲法第八七条第一項「国王は、両院の同意なく、同時に他国の元首となることはできない」、デンマーク憲法第五条

「国王は、議会の同意なく、他国を統治しない」、デンマーク王位継承法第五条第二項「国王は、議会の同意なく、結婚してはならない」。

(88)

オランダ憲法第三七条第一項「国王大権は、以下の場合、摂政によって行使される。(a)国王が一八歳に満たない場合 (b)王位が胎児に移る場合 (c)国王がその大権を行使できないと判断された場合 (d)国王が一時的に大権行使を取りやめた場合 (e)国王崩御ないし退位に際して、後継者が不在の場合」、同条第三項「上記の(c)と(d)の場合、暫定的な王位継承者である国王の子孫が、一八歳以上の場合、その当然の権利として、摂政となる」、デンマーク憲法第九条(前出)、ノルウェー憲法第四一条「国王が、戦場にいる場合を除いて王国にいない場合、あるいは病気で政務を執れない場合に、王位継承に一番近い者が、国王の成年規定に達していれば、国王大権の暫定的執行者として政府を指揮する。もし、これが当てはまらない場合には、内閣が王国の行政を指揮する」、スウェーデン統治法第五章第三条「病氣、外国旅行その他の原因で、国王がその職務を遂行することができない場合には、有効な王位継承の順序に従って、その継承資格から除外されていない王族の一員が、暫定的な摂政の資格で、国家元首の職務を引き受け、それを遂行する」、同第六条「(一) 第三条又は第四条に基づく資格を有する者がいない場合には、議会は、政府の指名に基づいて、暫定的な摂政として職務を行う者を任命する。(二) 他の資格ある者が職務を遂行できない場合、議長又は議長が不在の場合、副議長が、政府の指名により、暫定的な摂政となる」、スペイン憲法第五九条第二項「国王が、その権能を行使する能力を失い、議会在これを承認した場合は、王子は、成年に達している場合、直ちに摂政の権能を行使する。王子が未成年の場合は、成年に達するまで、前項で定める手続きに従う」。

(89)

オランダ憲法第三七条第四項「摂政は、両院の合同会議の場で、憲法と、その職務を誠実に行使することを誓うか、

約束する。摂政職に関する規定は議会議法によって作成され、それには、継承と復位に関する規定が含まれる。両院はこの問題を合同会議で審議するため、議事を開き、議決する」(ベルギー憲法第九四条第二項)「摂政となる者は、九一条の宣誓を行ってはじめて、職務を行う」。

(90)

オランダ憲法第三四条「未成年の国王の後見は議会議法により定める。両院は合同会議でこの問題を審議するため、議事を開き、議決する」、デンマーク憲法第九条(前出)、ノルウェー憲法第三九条「国王が死去し、王位継承者が未成年の場合、内閣は直ちに議會を召集する」、ノルウェー憲法第四三条「国王が未成年の場合、国王に代わって政府を指揮するように委託される者の選抜は、議會によって行われる」、スウェーデン統治法第五章第四條第二項「前項の規定は、国王が死去し、ないし退位し、王位継承者が二五歳に達していない場合にも、準用される」、スペイン憲法第五九條第一項「国王が未成年の場合、直ちに摂政に就任し、国王の父または母が、両親がいなくときは、憲法の定めるところに従い、王位継承順位のもっとも近い成年親族が、直ちに摂政に就任し、国王が未成年の間、摂政の職務を行う」、同第二項「国王が、その権能を行使する能力を失い、議會がこれを承認した場合は、王子は、成年に達している場合、直ちに摂政の権能を行使する。王子が未成年の場合、成年に達するまで、前項で定める手続きに従う」及び第六〇條第一項「国王が未成年の場合には、前国王の遺言により指名された成年の、出生によるスペイン人が、後見人となる。後見人の指名がない場合には、国王の父または母が、それぞれ配偶者を有しない場合に限り、後見人となる。父又は母がいない場合は、後見人は、議會が指名する。ただし、国王の父、母又は直系卑属を除き、同一人が摂政および後見人を兼任することはできない」。

(91) オランダ憲法第三〇條第一項「もし継承者がいないと思える場合には、王位継承者は議会議法によって任命される。この法案は、国王によって、ないし国王の名の下に提出され、その直後両院は解散される。新たに召集された議會は合同

会議にて、この問題を審議するため、議事を開き、議決する。そのような法案は、投票総数の三分の二以上の賛成を可決に必要とする」、ベルギー憲法第八六条第二項「上述〔第一項〕の方法で後継者の指名が行われない場合には、王位は空位となる」、デンマーク憲法第九条（前出）、ノルウェー憲法第七条「王位継承資格のある王女ないし王子がいない場合、国王は議会にその継承者を提案する。議会は、国王の提案が受け入れられなければ、選択する権利を有する」、ノルウェー憲法第四一条（前出）、スウェーデン統治法第五章第四条第一項「万一家が廃絶した場合には、議会は、次なる措置が告知されるまで、国家元首の職務を遂行する摂政を任命する。議会は同時に摂政代理を任命する」、スペイン憲法第五七条第三項「法律で定めるすべての家系が断絶したときは、スペインの利益に最も合致する方法で、議会在王位継承者を任命する」。

(92) 田口一九九三、一五九頁以下。

(93) 二〇世紀に入っても、ノルウェーやベルギーのように、君主制や国王の選択に国民投票が導入された事例はあるが、前者はデンマーク国王クリスティアン九世の孫のカール王子（後のホーコン七世）が王室の創立に当たって要求した経緯があり、後者はレオポルド三世をめぐる醜聞が王制存続の危機を作り出した事情がある。田口一九九三、一三七頁、一五六頁以下。

(94) オランダ憲法第三八条「国王大権は、他の規定が作られるまで、國務院によって行使される」、デンマーク憲法第八條（前出）、ノルウェー憲法第四〇条「議会在召集され、国王が未成年の間の政府に関する規定が作られるまで、内閣は憲法に従い、王国の行政の責任を負う」。

(95) Kiste 1996, p. 41, p. 261

- (96) 参照、浜林他編一九九〇、四八頁以下。
- (97) 下條一九九四、三二二頁。
- (98) 象徴君主制については、スウェーデンやスペインの憲法に関する研究で指摘されている。参照、佐藤一九八一、一三九〜一六三頁、下條一九九四、二九七〜三一六頁、吉川一九八三年、二五〇〜二六七頁。
- (99) 参照、中村一九八九、九章。
- (100) 参照、笹倉一九八九、一一〇頁以下、佐藤一九五三、五九三〜六一〇頁。国王や天皇を象徴と見なす系譜については、一九世紀後半イギリスの首相を務めたグラッドストーンにも見られるとの指摘がある(山下一九九〇、一四九頁)。なお、法律上の解釈はともかく、社会的存在としての国王や、王家メンバーも象徴的機能を果たしていると考えの方が実情に適っていると思われる。
- (101) 参照、ピリッゲ一九九四、第四章。
- (102) 参照、梅川一九九八、六頁以下、高柳一九四八、二五九頁以下。
- (103) この点で君主制ながらも国旗(第四条)などを憲法に明記するスペインの事例は特殊であるが、王制と共和制を頻繁に交替してきた歴史的経緯から、政治象徴の不安定が指摘できる。
- (104) 参照、徳田一九九二、一三頁以下。
- (105) crowned presidency にあつては、Odegard 1996, 4. Imperial Titles.
- (106) ヴォルフ一九九二年、一二頁。

参考文献 (姓名のアルファベット順)

- ・阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集』(有信堂高文社、一九九一年)
- ・梶幸雄「国家元首の現代の法的性質」『紀要(大妻女子大学文学部)』(第九号、一九七七年)
- ・梶幸雄「共和国家における国家元首の法的性質(一)」「紀要(大妻女子大学文学部)』(第一号、一九七九年)
- ・赤坂正浩「皇位の継承(女帝問題、継承資格)」『法律学の争点シリーズ2 憲法の争点(新版)』(有斐閣、一九八五年)
- ・赤坂憲雄『王と天皇』(ちくまライブラリー、一九八八年)
- ・Afen, André, *Treatise on Belgian Constitutional Law* (Kluwer Law and Taxation Publishers, 1992)
- ・Afen, André and Ergec, Ruseu, *Federal Belgium after the Fourth State Reform of 1993* (Brussels, 1994)
- ・Almanach de Bruxelles, [http : /www.almanach.be/search/japan.htm](http://www.almanach.be/search/japan.htm)
- ・青山武憲「所謂『象徴』少考」『亜細亜法学』(第二〇巻第一・二号合併号、一九八六年)
- ・有倉遼吉・小林孝輔編『基本法コンメンタール 第三版 憲法』(日本評論社、一九八六年)
- ・マイケル・ピリング「イギリス王室の社会学」野毛一起・浅見克彦訳(社会評論社、一九九四年)
- ・Bogdanor, Vernon, *The Monarchy and the Constitution* (Oxford UP, 1995)
- ・Cannadine, David, 'The Context Performance and Meaning of Ritual: The British Monarchy and the 'Invention of Tradition', c. 1830-1977, in: Eric Hobsbawm and Terence Ranger, *The Invention of Tradition* (Cambridge U.P., Canto ed. 1992)
- ・榎原猛「現代における世界各国の君主制度(その二六)」『法学(近畿大学)』第一四巻第一・二号(一九六五年)

- 浜村正夫・土井正興・佐々木隆爾編『世界の君主制』(大月書店、一九九〇年)
- 菱木昭八朗「スウェーデン統治法の改正」『専修法学論集』(第六四号、一九九五年)
- 拙稿「ドイツ連邦共和国と大統領制」『法政理論』(第三〇巻第三号、一九九八年)
- 飯塚信雄『フリードリヒ大王』(中公新書、一九九三年)
- 今井威「ベルギー憲法の改正について(上)(下)」『法学論集(西南学院大学)』第一三巻第二号・第三号(一九八〇年)
- 今井威「イギリス議院内閣制における女王の地位と役割りについて」『日本憲法の今日的課題 小森義峯先生還暦記念論文集』(嵯峨野書院、一九八三年)
- 神社新報特別取材班『国王誕生』(神社新報社、一九九〇年)
- Kahn, Harald v. *Das preussische Heroldsamt: 1835-1920* (Berlin: Duncker & Humblot, 1993)
- 加藤和英『タイ現代政治史』(弘文堂、一九九五年)
- 小林孝輔・芹沢斉編『基本法コンメンタール 第四版 憲法』(日本評論社、一九九七年)
- Kortmann, Constanlijn A.J.M. and Bovenf'ert, Paul P.T. *The Kingdom of the Netherlands* (Kluwer Law and Taxation Publishers, 1993)
- Kiste, John van der, *Northern Crowns* (Sutton Publishing, 1996)
- 久保正幡訳『サリカ法典』(創文社、一九七七年、復刊)
- カール・レーヴェンシュタイン『君主制』秋元律郎・佐藤慶幸訳(みみず書房、一九五七年)
- Longford, Elizabeth, *Royal Throne* (Isis Publishing Ltd, 1993)

- 正木通「立憲君主制」『九州国際大学論集』(第三巻第二号、通巻第一一六号、一九九一年)
- 松田宏一郎「和魂洋才」の東西」『本』(講談社、一九九四年)
- 松尾尊兌「象徴天皇制の成立についての覚書」『思想』(七九一号、一九九〇年)
- 宮沢俊義編『世界憲法集』(岩波文庫、一九八九年)
- 森護「ユニオン・ジャック物語」(中公新書、一九九二年)
- 森護『英国王室史事典』(大修館書店、一九九四年)
- 中村政則「象徴天皇制への道」(岩波新書、一九八九年)
- 成沢光「政治のことは」(平凡社選書、一九八四年)
- 西修「君主制の種類(一)」『駒澤大学法学部研究紀要』第五四号(一九九六年)「君主制の種類(二)」『政治学論集』(駒澤大学法学部)「第四三号(一九九六年)
- Odegard, Mark. A Glossary of European Noble, Princely, Royal and Imperial Titles (<http://www.heraldica.org/topics/code-gard/hitefaq.htm>, 1996. 09. 23)
- Parckard, Jerrold M., *The Queen & Her Court* (Scribner, 1981)
- Sainty, Guy Stair. *The Nobility of the Holy Roman Empire* (<http://www.chivalricorders.org/nobility/ire.htm>)
- 讃岐建「英国行政機関のエージェンシー化の意義」『行政管理研究』(七四、一九九六年)
- 坂本一登「伊藤博文と明治国家形成」(吉川弘文館、一九九一年)
- 笹倉秀夫「△象徴▽とは何か」『世界』(第五二六号、一九八九年四月)

- ・佐藤功「象徴における消極性と積極性」『国家学会雑誌』(第六六卷第一・二二号、一九五三年)
- ・佐藤功「ヨーロッパ君主制印象記(二)」『ジュリスト』(一九六〇年九月一日、No.209)
- ・佐藤功「君主制と共和制」田中二郎編『日本国憲法体系 第三卷 統治の原理』(有斐閣、一九六五年)
- ・佐藤功「比較政治制度」(東京大学出版会、一九六七年)
- ・佐藤功「スウェーデンの象徴君主制——一つの覚え書」『上智法学論集』(二四卷三号、一九八一年)
- ・下條芳明「君主制と民主主義」『早稲田政治公法研究』(第二五号、一九八八年)
- ・下條芳明「スウェーデン憲法における象徴的国家元首制」『小森義峯教授古稀記念論集 現代における憲法問題の諸相』(図書刊行会、一九九四年)
- ・末延三次「イギリスの国王」『比較法研究』(第一一号、一九五五年)
- ・高島通敏「『天皇』という語の翻訳」『法学セミナー増刊 総合特集シリーズ三三 天皇制の現在』(日本評論社、一九八六年)
- ・高橋正俊「天皇の地位について」新正幸・鈴木法日児『憲法制定と変動の法理』(木鐸社、一九九一年)
- ・高柳賢三「英国公法の理論」(有斐閣、一九四八年)
- ・田口省吾「ヨーロッパの王室」(世界の動き社、一九九三年)
- ・田中英夫編集代表『英米法辞典』(東大出版会、一九九一年)
- ・徳田雅晴「イギリス君主制の実態」『第一薬科大学研究年報』(第三号、一九九二年)
- ・梅川正美「イギリス政治の構造」(成文堂、一九九八年)
- ・浦田早苗「ジョージ一世治世下における英国皇太子の政治的影響力」『政治学論集(駒澤大学法学部)』(第二六号、一九

八七年)

- Velde, Francois, *On Styles of Royal Families and the uses of Highness* (<http://www.heraldica.org/royals/highness.htm>)
- ホセ・ルイス・デ・ピラジョンガ「国王」荻内勝之訳(主婦の友社、一九九四年)
- アルミン・ヴォルフ「一四〇〇年当時のヨーロッパにおける王位継承の諸原則」河上倫逸監訳、飯野靖夫・M・レーナー訳『法学論叢』(一三二号、一九九二年)
- 渡辺浩「東アジアの王権と思想」(東京大学出版会、一九九七)
- 渡辺節夫「ヨーロッパにおける国王祭祀と聖性」水林彪・金子修一・渡辺節夫
- 山下文『ブルー・ブラッド』(筑摩書房、一九九五年)
- 山下正男「普遍的観点からみた象徴天皇制」『人文学報』(第六六号、創立六〇周年記念論集、一九九〇年)
- 柳瀬良幹「元首」田中二郎編『日本国憲法体系 第四卷 統治の機構 I』(有斐閣、一九六二年)
- 横田耕二「象徴天皇制の憲法論」法学セミナー増刊 総合特集シリーズ三三三 天皇制の現在(日本評論社、一九八六年)
- 吉田進「ラ・マルセイエーズ物語」(中公新書、一九九四年)
- 吉田善明「イギリスにおける君主制の今日的傾向」『法律時報』(四八巻四号、通巻第五七八号、一九七六年)
- 吉田善明「ヨーロッパ諸国の国王と象徴天皇制」『法学セミナー増刊 総合特集シリーズ三三三 天皇制の現在』(日本評論社、一九八六年)
- 吉川智「スペイン国王の憲法上の地位及び権能」『小森義峯先生還暦記念論文集 日本憲法の今日的課題』(嵯峨野書院、一九八三年)